

令和5年5月2日

坂井市立坂井中学校保護者各位

坂井市教育委員会教育長
坂井市立坂井中学校長

新型コロナウイルス感染症への対応について

このたび、令和5年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行されることになりました。これに伴い、学校における感染対策および児童生徒等の出席等の扱いについては、以下のように対応することといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。今後、対応を見直す場合には、改めて通知します。

記

1. 学校の主な対応について

- (1) 児童生徒の健康観察や、換気・手洗い等の日常的な対応については継続します。ただし、児童生徒等の体温等を毎日記録するカードの提出は不要とします。
- (2) 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。
 - ・感染の拡大状況によっては、教職員がマスクを着用する、または、児童生徒にマスクの着用を促す場合があります。
 - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクの着用を促す場合があります。
 - ・スクールバス内においても、マスクの強制はありません。
 - ・マスクの着用の有無による差別、偏見等がないよう指導を継続します。
- (3) 地域や学校において感染が流行している場合、活動の場面に応じて、以下のような措置を一時的に講じる場合があります。
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

2. 出席等の取扱いについて

- (1) 児童生徒の感染が判明した場合
 - ・出席停止として扱います。
 - ・期間は、「発症翌日から5日間経過、かつ、症状軽快後24時間を経過するまで」とします。
 - ・発症翌日から10日間経過するまではマスクの着用を推奨します。
- (2) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状（風邪症状を含む）がある場合
 - ・児童生徒等に発熱等の症状が見られる場合、自宅で休養をしてください。欠席として扱います。
- (3) 感染不安を理由に学校を休む場合
 - ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合、出席停止として扱います。
 - ・基礎疾患等がある児童生徒について、主治医が「登校すべきでない」と判断した場合、出席停止として扱います。
- (4) 児童生徒の同居家族や、学校で接触があつた児童生徒等が陽性となった場合等
 - ・当該児童生徒の感染が確認されていない場合、直ちに出席停止の対象とはいたしません。
- (5) 感染拡大が見られた場合
 - ・状況により、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業等の措置をとる場合があります。